

第146回 都市計画審議会

次回案件

第8回線引き見直しについて

令和5年2月10日

1. 線引き見直しとは

線引きとは

都市計画区域を2つに区分して、すでに市街地になっているもしくは計画的に市街地にしていく区域「**市街化区域**」と、市街化をおさえる「**市街化調整区域**」を定めること。区域区分を定めること。

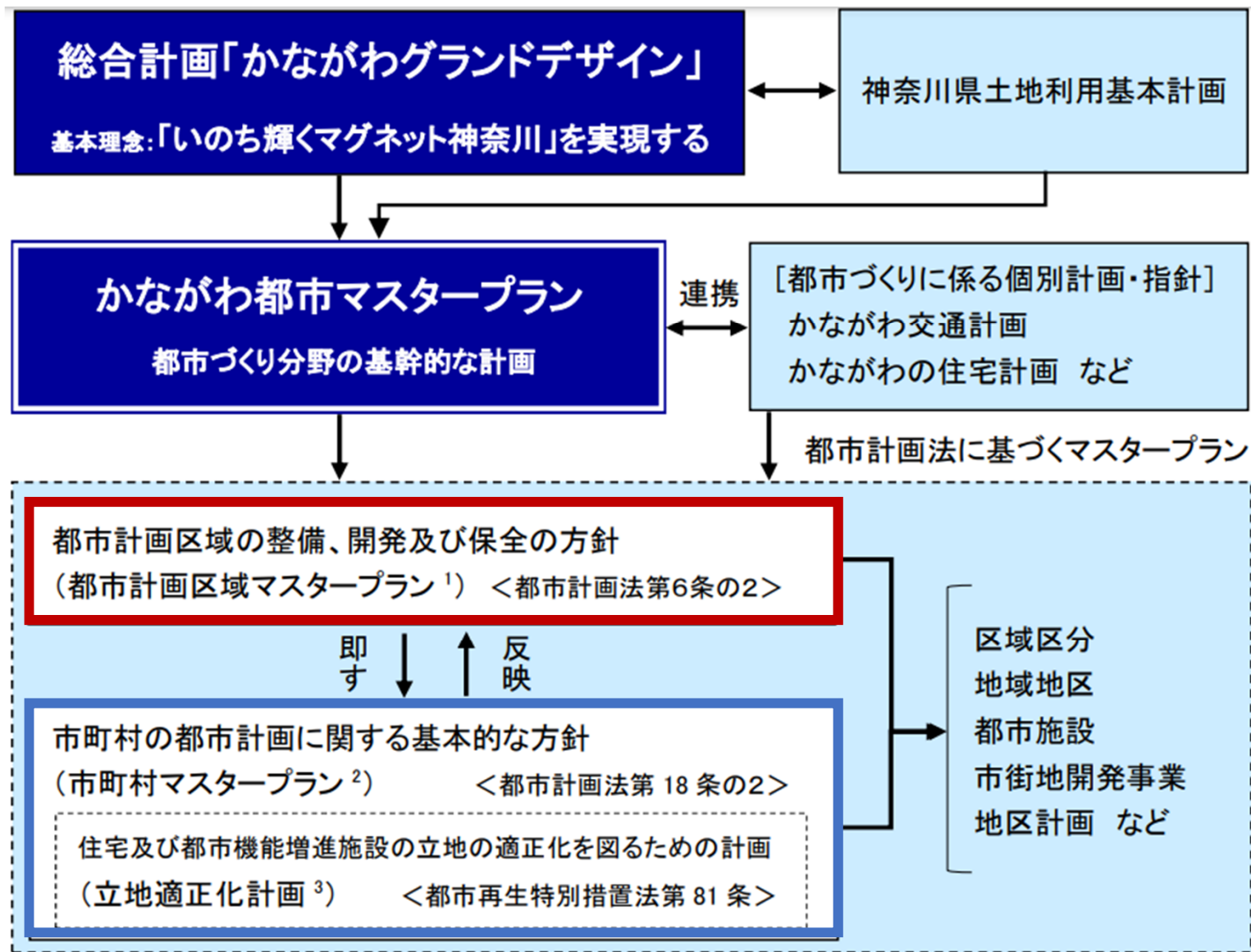


概ね10年後の将来人口予測のもと以下4点を見直すこと。

- ① **区域区分**
- ② **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)**
- ③ **都市再開発の方針**
- ④ **住宅市街地の開発整備の方針**

昭和45年当初線引き以降、これまでに7回見直し実施

2. 位置づけ



出典:かながわ都市マスタープラン(令和3年3月)

3. 線引き見直しの流れ

令和3年度：有識者による第8回線引き見直しに向けた検討
第8回線引き見直しに向けた検討会からの提言(令和4年3月)

令和4年度：提言をもとに県・市町による基本的基準の検討
第8回線引き見直しにおける基本的基準(令和4年12月)

令和5～6年：線引き見直し作業 ⇒ 案の申出

令和6年秋～7年：県素案の確定・都市計画手続

令和7年秋：神奈川県告示

4. 第8回線引き見直しにおける基本的基準の構成

I 整開保等の基本方針

整開保等の決定又は変更する際の方針

- 都市計画の目標
- 主要な都市計画の決定の方針 等を規定

+

II 区域区分の基準

区域区分を行うための技術基準

- 市街化区域への編入基準
- 市街化調整区域への編入基準 等を規定

5. 基本的基準「Ⅰ 整開保等の基本方針」

目標年次

- 2035年(令和17年)

計画の目標

- ア 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり
- イ 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり
- ウ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり
- エ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり
- オ 広域的な視点を踏まえた都市づくり

6. 基本的基準「Ⅱ 区域区分の基準」

市街化調整区域に編入できる区域

① 整備予定のない調整区域に接する傾斜地山林等

自然的環境の保全の観点から極力編入

② 整備予定のない調整区域に接する**災害レッドゾーン**

条件：地域の実情踏まえ、調整が整ったところから編入

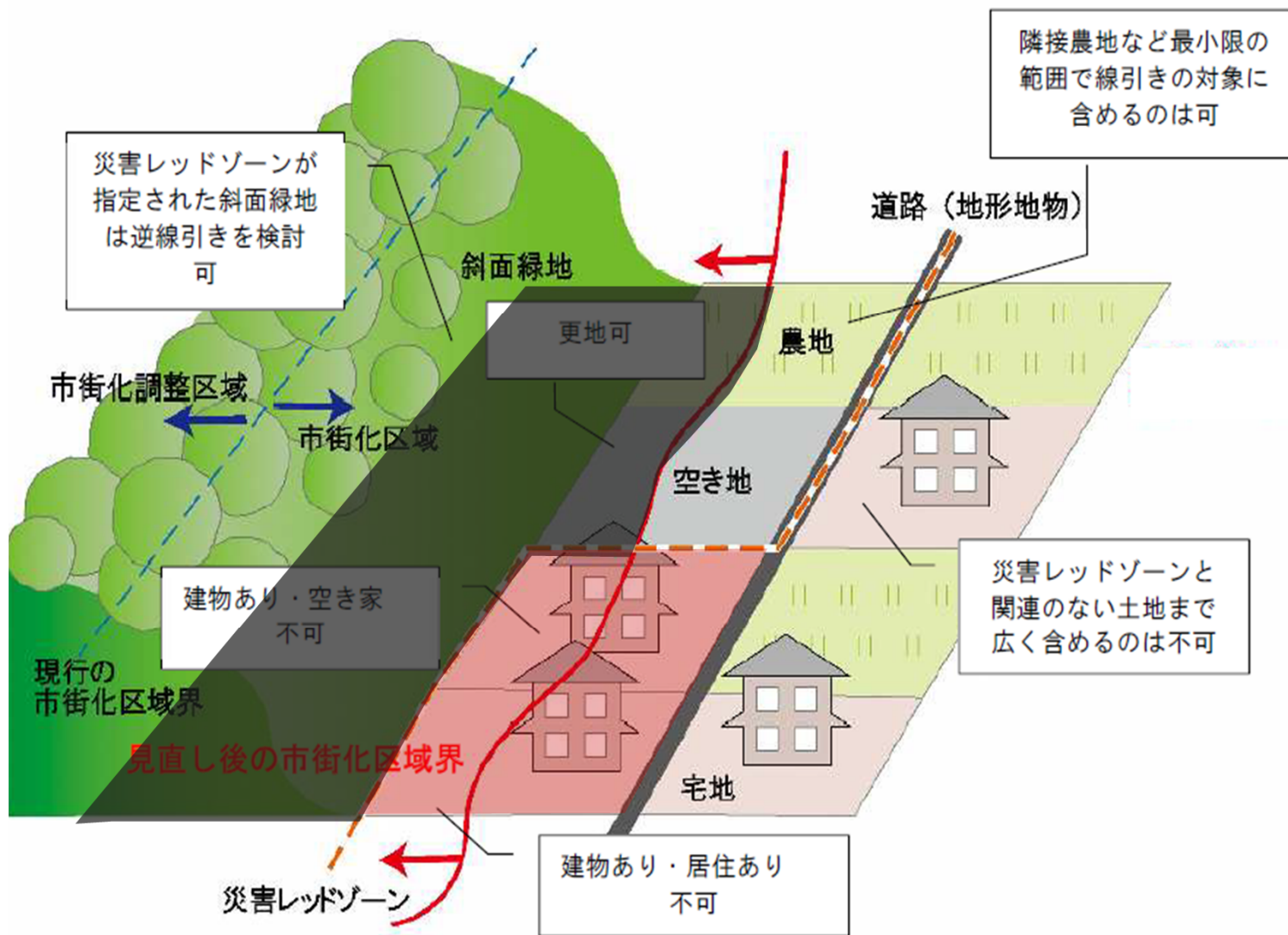
③ **集約型都市構造化に向けた取り組みに伴う**

市街地縁辺部の未利用地

条件：土地利用の適正化の観点から必要に応じて編入

6. 基本的基準「Ⅱ 区域区分の基準」

逆線引きを行う区域の設定の考え方



第146回 都市計画審議会

次回案件

都市計画マスタープランの中間見直し
について

令和5年2月10日

1. 都市計画マスタープラン見直しの必要性

現行計画(平成28年3月改定)の目標年次

- 2035年(令和17年)

計画の目標

①「横須賀市総合計画」の改定

➡ 令和4年3月改定

②「整備、開発及び保全の方針」の改定(県決定)

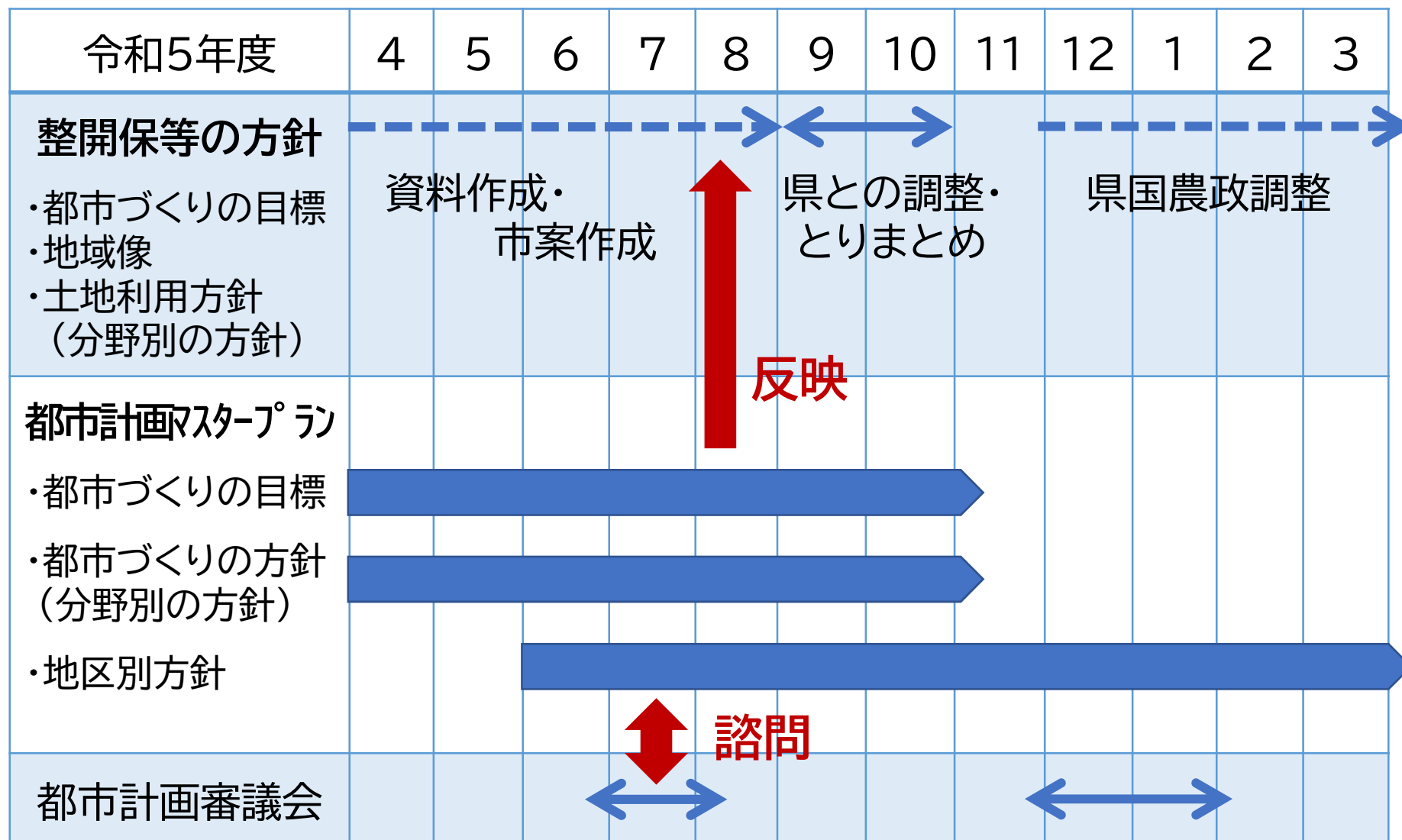
➡ 令和7年11月改定予定

||

主に令和5年で検討

現行計画でも上記等のタイミングで適切な見直しを行うこととしている。

2. 今後のスケジュール



※都市計画審議会の開催時期、回数は変更の可能性があります。